学校施設使用の皆様へお願い

【駐車・駐輪・喫煙等のルールについて】

- ・**車での来校は原則禁止**です。<u>周辺への車での送迎・路上駐車もご遠慮ください。</u> なお、一部、道具の運搬等の必要に応じて、1台のみ駐車できる学校があります(裏面参照)。
- ・自転車は、所定の駐輪場にきれいに整理して駐輪してください。
- ・学校敷地内及び学校周辺(校門外など)での喫煙・飲酒は厳禁です。

【使用手続きについて】

- ・<u>使用前に学校管理受付員(又は管理人)に「三鷹市生涯学習・スポーツ施設団体利用カード」(小学校校庭は、</u>「三鷹市立小学校校庭使用承認書」)を提示してください。
- ・<u>キャンセルや開始時間に遅れる場合及びカード又は使用承認書を持参できない場合は、事前にスポーツ推進課(小学校校庭は住民協議会)へご連絡ください</u>(連絡なく使用区分の半分を過ぎた場合は、使用する意思がないものとみなします。)。
- ・施設を使用する際に、開放日誌に必要事項を記入してください。
- ・学校体育施設の空き区分は、3日前まで生涯学習施設等予約システムで予約できます(小学校校庭を除く。)。 当日の使用申請はできません。
- ・使用の権利を他団体に譲渡、転貸することはできません。

【使用上の注意事項について】

- ・使用開始時間及び使用終了時間を厳守してください。使用時間には準備・後片付けの時間も含まれます。
- ・使用後は、窓(施錠)・トイレを含めた見回りをし、<mark>ゴミは必ず持ち帰り</mark>、トイレなど汚れていた場合は清掃してください。 <u>体育館はモップをかけ、校庭・テニスコートはブラシなどでの整備</u>を必ず行い、所定の位置に戻してください。
- ・<u>施設や用具は許可されたもののみを使用し、大切にご使用ください。</u>ボール、ラケット、シャトル、マット、電子得点板、扇風機、遊具等の<mark>学校備品は使用できません。</mark>使用できる用具は学校によって異なりますので、詳細はスポーツ推進課までお問い合わせください。
- ・ 近隣住民へ十分配慮して使用してください (特に騒音)。
- ・予約時の種目以外での活動や18歳未満の方のみでの活動はできません。
- ・窓ガラス等の学校施設・設備に<mark>万一損傷があった場合は、<u>必ず学校管理受付員(または管理人)及びスポーツ推</u> <u>進課に報告</u>し、実費弁償等、適切な対応をしてください。</mark>
- ・<u>ケガをした場合は、学校管理受付員(または管理人)及びスポーツ推進課に報告をしてください。</u> 体育館
- 体育館では水分補給以外での飲食は禁止です。
- ・体育館をご使用の際は、屋内用のシューズを履いてください。開放日誌にファイルしてある「木製床等の靴底の制限について」をご覧ください。※屋外用のシューズの底を拭いてのご使用はできません。
- ・設備・備品の保護のために、<mark>球技種目の場合は舞台前の白い防球ネットを必ず引いて活動し、終了時には所定の</mark> 位置に戻してください。
- ・体育館の空調設備は、暑さ指数(WBGT)25°C以上で使用できます。使用する際は、熱中症指数計で計測し、 開放日誌に記入してください。暖房は使用できません。 詳細は、市ホームページまたは開放バッグ内の「三鷹市立学校体育館空調設備 利用ガイドライン」をご覧ください。

屋外施設(校庭・テニスコート)

- ・<mark>雨天等の使用の可否は、<u>使用時間の 15 分前</u>に管理人が判断しますので、スポーツ推進課にお問い合わせください (学校への問い合わせは不可)。 小学校校庭は、学校管理受付員が判断します。</mark>
- ・当日の雨天によるキャンセルは、スポーツ推進課にご連絡ください。
- ・校庭を野球、サッカー等で使用する際は、金属スパイク、硬球の使用はできません。
- ・使用した石灰の空き袋は、必ずお持ち帰りください。<u>なお、小学校校庭の石灰は、残り3袋になりましたら、住</u> 民協議会までご連絡ください。

*学校への直接の連絡はできません。

問い合わせ及び忘れ物等についても、スポーツ推進課(小学校校庭は住民協議会)へご連絡ください。

- *注意事項に違反した場合は、使用をお断りすることがあります。
- *使用承認後であっても、学校行事・市の主催事業等で使用の取消しをお願いする場合がありますので、ご了承ください。
- *学校教育施設であることに充分配慮し、学校職員、管理人、学校管理受付員等の指示に従って使用してください(翌日の授業に支障がないよう十分配慮してください。)。

【駐車について】

- ① 道具の運搬等の必要に応じて、1 台のみ駐車できる学校があります。必ず決められた場所に駐車してください。
- ② 「事前連絡」・「スポーツ推進課が発行する駐車許可証」が必要な学校の場合は、スポーツ推進課にご連絡ください。
- ③ 駐車許可証は、フロントガラスから見える位置に掲示してください。

(令和6年2月1日現在)

第一小学校	1 台のみ駐車可 (※事前連絡が必要)	北野小学校	1 台のみ駐車可(校庭使用団体は事前に配付す る駐車許可証の掲示が必要。)
第二小学校	1 台のみ駐車可	井口小学校	1 台のみ駐車可(学校警備室で駐車許可証を受け取り、掲示が必要)
第三小学校	駐車禁止	東台小学校	1 台のみ駐車可(体育館使用団体は、スポーツ推進課が発行する駐車許可証の掲示が必要)
第四小学校	駐車禁止	羽沢小学校	1 台のみ駐車可(学校警備室で駐車許可証を受け取り、掲示が必要)
第五小学校	1 台のみ駐車可(長期休業中の平日の日中は、体育館使用団体の駐車禁止)	第一中学校	1台のみ駐車可
第六小学校	1 台のみ駐車可(学校警備室で駐車許 可証を受け取り、掲示が必要)	第二中学校	1台のみ駐車可
第七小学校	駐車禁止	第三中学校	1台のみ駐車可
大沢台小学校	駐車禁止	第四中学校	駐車禁止
高山小学校	1台のみ駐車可	第五中学校	駐車禁止
南浦小学校	1台のみ駐車可	第六中学校	駐車禁止
中原小学校	1 台のみ駐車可	第七中学校	駐車禁止

◇学校施設は皆さんの貴重な財産です。きれいに大切にご使用ください◇

「スポーツパーソン」らしく、ルールに則った 行動をお願いいたします。

三鷹市スポーツと文化部スポーツ推進課 0422-29-9863